

生 少 女 甲 達 第 8 号
平 成 2 8 年 8 月 2 日
〔 改 正 令 和 4 年 3 月 1 8 日 〕
警 務 甲 達 第 1 2 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県少年警察大学生ボランティア制度運用要綱の制定について

みだしについては、福井県少年警察大学生ボランティア制度運用要綱の制定について（平成28年生少甲達第1号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、この度、大学生ボランティアの登録資格の弾力的な運用等により本制度の拡充を図るため、新たにみだし要綱を制定し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

福井県少年警察大学生ボランティア制度運用要綱

第1 目的

この要綱は、社会貢献に対する意識と適性を有する大学生等が、福井県少年警察大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）として行う、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条に規定する非行少年、被害少年、要保護少年その他少年の性格又は環境に照らして地域社会の支援が必要と認められる少年（以下「対象少年」という。）の立ち直りを図るための支援活動（以下「立ち直り支援活動」という。）や健全育成活動、その他広報啓発活動等のボランティア活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 募集等

- 1 各種イベントなどを通じて、幅広く大学生ボランティアの募集に努めること。

なお、県内所在の大学に対する協力依頼、ポスター及びホームページによる広報等を行い、広く募集をするので、登録を希望する問い合わせには、必要な事項を教示するなど適切に対応すること。

- 2 大学生ボランティアの登録申込みは、少年警察大学生ボランティア登録申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）によるものとし、申込書の提出を受けた警察職員は、当該申込書を少年女性安全課長に送付するものとする。

第3 大学生ボランティアの登録

1 登録資格

次に掲げる項目を満たす者とする。

- (1) 県内居住（実家が県内にある等、県内での活動が期待できる者を含む。）の大学生（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に基づき設置された大学（大学院及び短期大学を含む。）に在籍する学生）、高等専門学校生（法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生）又はおおむね25歳以下の専門学校生（法第124条に規定する専修学校のうち、法第125条に規定する専門課程を置く学校に在籍する学生）（以下「大学生等」という。）で、社会貢献に対する意識及び適性を有すると少年女性安全課長が特に認める者であること。ただし、卒業後であっても、卒業年度中は登録資格を有するとみなすものとする。
- (2) 心身ともに健康で、人格及び行動が模範的であること。
- (3) 少年の非行・被害防止について熱意を有すること。
- (4) 学業、就職活動、アルバイト等の大学生等としての生活に支障がない場合に、県警察の要請に応じて各種取組に参加できること。

2 登録関係

(1) 登録

大学生等から申込書により申込みを受けた少年女性安全課長は、当該申込者が大学生ボランティアとしての登録資格を有すると認め、第4に定める研修を修了した者を少年警察大学生ボランティア登録台帳（別記様式第2号）に登録する。

(2) 登録期間

大学生ボランティアの登録期間は、台帳が作成された日から同一年度の年度末までとするが、在学期間中に限り、登録を継続することを妨げないものとする。ただし、登録時の大学等を卒業し、別の大学等に進学した場合は継続にはあたらないため、再度申込書を提出して新たに登録の手続を受けることとする。

(3) 登録の解除

登録期間中に本人から登録解除の申入れがあった場合には、登録期間の満了を待たずに登録を解除することができるものとする。

(4) 登録の抹消

少年女性安全課長は、大学生ボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められる場合、休学・退学その他任務の遂行に適さない理由があると認められる場合などには、登録を抹消することができるものとする。

第4 研修

1 研修の実施

(1) 少年女性安全課長は、大学生ボランティアの登録資格を有する者に対し、その活動に関して必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うものとする。

なお、移動等の利便に配慮するため、当該大学生等の居住地、在学中の大学等を管轄する警察署長に研修の実施を委託することができるものとする。

(2) 研修の方法は、少年女性安全課員又は警察署の生活安全警察担当職員が講義その他の方法により行うものとする。

なお、研修の実施場所は、原則として警察施設とするが、大学等からの要請等があった場合には、その要請に応じて対応するものとする。

2 研修内容

(1) 大学生ボランティア制度の概要

(2) 少年を取り巻く環境情勢

(3) 一般的活動要領

(4) 当面の活動日程

(5) その他必要と認められる事項

第5 大学生ボランティア登録証及び登録カードの交付

1 大学生ボランティアの登録をした者に対して、福井県少年警察大学生ボランティア登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）及びボランティア活動時の携帯用証明書として、福井県少年警察大学生ボランティア登録カード（別記様式第4号。以下「登録カード」という。）を交付するものとする。

なお、継続登録の際にも、新たに登録証及び登録カードを交付するものとする。

2 登録証及び登録カードの有効期限は、登録年度の年度末までとする。

第6 活動

1 活動内容

(1) 立ち直り支援活動への協力

(2) 広報・啓発活動への協力

(3) その他警察業務に対する協力

2 活動結果の報告

活動結果については、同行した警察職員が、少年警察大学生ボランティア活動結果報告書（別記様式第5号。以下「報告書」という。）を作成し、活動等を主管する所属長を経由して少年女性安全課長に報告するものとする。

3 ボランティア活動に対する従事の証明

少年女性安全課長は、大学生ボランティアから、少年警察大学生ボランティア活動従事証明書交付申請書（別記様式第6号）による申請があった場合には、少年警察大学生ボランティア活動従事証明書（別記様式第7号）を交付するものとする。ただし、申請が可能な期間は、当該大学生ボランティアの登録期間が終了し、登録を解除し、又は登録を抹消した年度の年度末から3年とする。

第7 運用

1 派遣要請

少年警察大学生ボランティアの派遣を求める所属にあつては、少年女性安全課長に文書又は口頭により申し入れる。

2 事務の専決

大学生ボランティアの運用に係る各警察署の事務については、生活安全担当課長の専決にすることができるものとする。

3 賞揚

(1) 大学生ボランティアに対する評価

少年女性安全課長は、積極的に活動に参加し、本制度の活性化や少年の非行・被害防止に功労があったと認められる大学生ボランティアに対し、表彰することができるものとする。

(2) 募集活動等に対する評価

本制度の運営などに積極的に取り組んだ警察職員及び所属については、表彰することができるものとする。

第8 関係書類の保管・管理

1 関係書類の保管・管理

本要綱に定める様式について書類を作成した場合は、少年女性安全課において保管・管理する。

2 保存期間

本要綱に定める様式の保存期間は、当該大学生ボランティアの登録期間が終了し、登録を解除し、又は登録を抹消した日から3年とする。

第9 運用上の留意事項

1 大学生ボランティアは、あくまでボランティアであり、特別の権限を付与されるものではないことを十分に留意させること。

2 大学生等の本分を理解し、無理な協力依頼を行わないこと。

3 大学生ボランティアとしての登録中はもとより、辞めた後においても、その活動上知り得た個人情報等について秘密の保持を徹底させること。

4 大学生ボランティアによる活動は、警察職員の指導により行うものとし、対象少年との連絡は警察職員が行い、大学生ボランティアと対象少年は、携帯電話番号やメールアドレス等の個人情報の受渡しをしてはならないことを徹底させること。

別記様式省略